

凡例
日時
場所
集
人対象
定員
費用
内
容
師
講
師
保
一
時
保
育
締
切
日
申
込
問
合
先
HP
ホ
ー
ム
ペ
ー
ジ
E
メ
ー
ル



▲区ホームページ

計画等の策定・改定 パブリックコメントの結果公表

区では、令和3年12月に5件の計画の策定・改定にあたりパブリックコメント(意見募集)を行いました。各計画等について、パブリックコメントの結果を公表するとともに、寄せられた意見の一部を紹介します。計画等の全文といただいた意見は、区ホームページ等で公開しています。

地域福祉計画

区では、誰もが住み慣れた地域で、ともに支えあい、安心して生き生きと暮らすことができる社会の実現に向けた取り組みの一環として、「江東区地域福祉計画」を策定しました。

策定にあたり、パブリックコメント(意見募集)を行い、50人の方から86件の意見が寄せられました。

【計画の閲覧場所(4/28(木)から)】区ホームページ、福祉課(区役所3階1番)、こうとう情報ステーション(区役所2階)、各図書館(こうとう情報ステーションで1部600円で頒布)※概要版を各閲覧場所で配布

計画の概要

【計画の位置づけ】江東区長期計画のもと、福祉の分野別計画の上位計画として策定します。

【計画の期間】令和4~7年度の4年間とします。

【基本理念と基本方針】

(基本理念)

区の地域福祉の将来像を次のように掲げます。

「一人ひとりの尊厳が守られ、地域とともに支えあい、誰もが笑顔で安全に暮らせるまち」

(基本方針)

基本理念の実現に向けて進める各施策の方針は次の3点です。

I 3つのつながりをつくる

II 誰もが大切にされる社会をつくる

III 地域福祉の基盤をつくる

【包括的な支援体制】公的な支援と地域の支えあいによる支援が重層的に機能する包括的な支援体制を構築します。

【施策と取り組み】

基本方針 I

○施策1 地域のつながりをつくる
地域コミュニティの希薄化が進む中、気軽に集える場の設置や関係団体同士のネットワーク化等により地域のつながりをつくります。

○施策2 行政のつながりをつくる
制度のはざまの問題や複数の分野にまたがる問題など、複雑・多様化する区民ニーズに対応するため、行政内部の連携強化を図ります。

○施策3 地域と行政のつながりをつくる

地域の支えあいによる支援と行政による公的支援が重層的に機能する、包括的な支援体制を構築するため、地域と行政の連携・協働を推進します。

基本方針 II

○施策4 人に優しいまちをつくる
誰もが利用しやすい安全で安心できるまちづくりに向け、バリアフリー

化を推進します。

○施策5 一人ひとりの尊厳を守る
誰もが人権が守られ、自分らしく暮らせる社会に向けて、一人ひとりの暮らしを支える取り組みを進めます。

○施策6 災害時の福祉を向上させる

災害発生時に安全に安心して避難できる地域づくりに向けて、災害への備えや災害時の支援のあり方の検討を進めます。

○施策7 誰もが社会参加できる仕組みをつくる

誰もが社会に参加しやすい環境の整備に向けて、一人ひとりの能力発揮への支援や地域に関わりやすくする仕組みを構築します。

基本方針 III

○施策8 情報の適切な活用を図る
誰もが等しく、必要な情報を簡単に入手できるよう、デジタル社会の広がりを福祉分野に活用する取り組みを進めます。

○施策9 福祉の質を向上させる
質の高いサービスの提供等に向けて、福祉人材の育成や福祉サービス事業者への支援、伴走型支援やアウトリーチ型(訪問型)支援等の充実に取り組みます。

○施策10 啓発活動を推進する
一人ひとりの個性が尊重される社会

の形成に向けて、多様性や共生社会に対する理解促進を図ります。

パブリックコメントで寄せられた 主な意見と区の考え方(抜粋)

○8050問題を抱えている家族は、周りに知られたくないと引きこもりがちと聞いたことがある。相談も気軽にはできないと思うので、近所の人で気づいた人がいれば、区に相談できるような仕組みを作してほしい。

【区の考え方】誰でも気軽に相談ができるよう、区や社会福祉協議会が連携し相談体制の充実を図ります。

○介護される人だけでなく、介護する家族親族のことも、守り助ける計画であってほしい。

【区の考え方】区では、在宅で高齢者を介護している家族等を対象に、高齢者家族介護教室を開催し、介護技術や介護者の健康づくりなどの知識・技術の習得、介護負担感の軽減に努めています。あわせて、認知症家族交流会を開催し、介護に関する情報共有や息抜きの場としてご利用いただいています。今後も、必要な仕組みや取り組みについて検討し相談支援体制の充実を図っていきます。

☎ 福祉課福祉管理係 ☎3647-4318、FAX3647-9186

成年後見制度利用促進基本計画

区では、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援体制を充実させる取り組み指針を示すものとして「江東区成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

策定にあたり、パブリックコメント(意見募集)を行い、54人の方から83件の意見が寄せられました。

【計画の閲覧場所】区ホームページ、地域ケア推進課(区役所3階7番)、障害者支援課(区役所隣防災センター2階15番)、こうとう情報ステーション(区役所2階)、権利擁護センター(高齢者総合福祉センター2階)、保健所および各保健相談所、障害者福祉センター、各福祉園、各図書館、各長寿サポートセンター

計画の趣旨

【成年後見制度とは】

成年後見制度は、認知症や、知的

障害、精神障害等により、判断能力が十分でない方のために家庭裁判所が選任した後見人、保佐人や補助人(以下「後見人等」)が本人の意思を尊重しつつ、契約や財産管理、身上保護を行うことで、法律的に支援する制度です。

【これからの権利擁護支援】

成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援の充実を図るため、「中核機関」および「地域連携ネットワーク」を整備します。中核機関とは、権利擁護支援を必要とする区民の方を迅速に適切な支援につなげるために、関係機関やチームで構成された権利擁護支援のネットワークの中心となつて全体のコーディネートを担う機関です。「地域連携ネットワーク」は、地域住民と区内の既存の関係機関、医療、福祉、司法等の分野をこえた多職種が有機的に連携する権利擁護

の支援体制を言います。

区は、判断能力が十分でない区民の権利を擁護するため、権利擁護支援や成年後見制度を必要とする人の発見・相談対応、適切な後見人等候補者の選任支援、後見人等の支援、制度の普及啓発を行う体制を整備し、成年後見制度の利用促進に努めています。

※中核機関の整備時期については今後調整していきます。

パブリックコメントで寄せられた 主な意見と区の考え方(抜粋)

○重度障害者等、後見相当の方については、後見人等の報酬を100%助成してほしい。

【区の考え方】成年後見制度は原則として本人の負担において利用することとなっています。区は報酬助成を実施していますが、本人による負担

が困難である、生活保護を受けている方または生活保護に準ずる低所得である方を要件の一つとしています。

報酬助成制度のあり方については、国や他自治体の動向を注視し、今後検討していきます。

○「チームによる対応」として言及されていた内容に賛同する。当事者が孤立することが無いような仕組みの構築をしてほしい。

【区の考え方】中核機関の整備をはじめ、後見人等と関係機関と連携が進むよう努めていきます。また、新たに成年後見制度の利用にあたって後見人等の仕事や費用等、全体的な理解を進めるために役立つ情報を区ホームページ等に掲載して、制度周知に努めていきます

☎ 地域ケア推進課権利擁護係 ☎3647-4324、FAX3647-3165

6面へつづく

詐欺被害を防ごう！
STOP！ATMでの携帯電話

ATMでの詐欺被害が多発しています。詐欺の犯人は、高齢者をATMに誘導し、携帯電話で指示をします。「ATMコーナーでは携帯電話の通話をしない、させない！」深川警察署 ☎3641-0110、城東警察署 ☎3699-0110、東京湾岸警察署 ☎3570-0110 ☎危機管理課防犯担当 ☎3647-4399、FAX3647-9651